

新穂地域づくり協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新穂地域づくり協議会(以下「協議会」という。)の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の取扱い)

第2条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第3条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を作成し、整理保存しなければならない。

(公印の管理方法)

第4条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、事務局長が管理する。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

(公印の新調又は廃止)

第6条 公印を新調又は廃止するときは、会長の許可を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

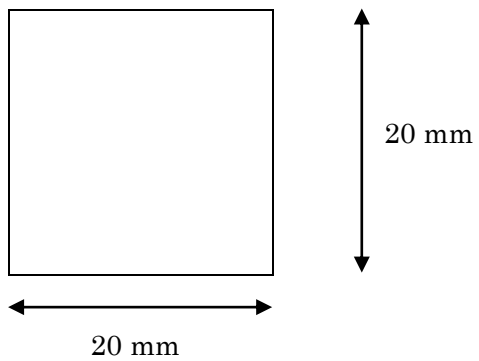
附 則

この規程は、平成29年4月9日から施行する。

別表（第2条関係）

名称 新穂地域づくり協議会会長之印

形状



書体 てん書

用途 会長名をもって発する文書

個数 1

別記様式（第3条関係）

公 印 台 帳

公印名			
新調	年 月 日	廃止	年 月 日
理由		理由	
印影		書体	
		寸法	